

## ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(子ども・子育て支援法第 59 条第 3 号)

(条文)

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

3 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定こどもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例教育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

## 次回以降検討

- ⑪. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業（子ども・子育て支援法第59条第3号）

※子ども・子育て会議基準検討部会（第3回：H25.7.25 開催）資料2から

○国の子ども・子育て会議から具体的な内容等が示された後、ご意見等を伺いたい。